

中小企業等の定義について

「中小企業等」とは、次のいずれかに該当する事業者のことを指します。

1. 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者
(参考) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

2. 次のいずれかに該当する者。ただし、1.に規定する中小企業の要件に該当する者とする。

- (1) 個人事業主(※個人事業者の場合は、青色申告を行っている者に限ります。)
- (2) 学校法人
- (3) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び特定非営利活動法人
- (4) 医療法人
- (5) 社会福祉法人
- (6) 中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体

3. 1.から2.に掲げる者に準ずるものとして市長が適当と認める者